

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

2024年 8月 6日

大阪府知事 殿

提出者

住 所 大阪府貝塚市浦田175

氏 名 東洋製綱 株式会社

代表取締社長 川崎 正文

電話番号072-432-2112

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	東洋製綱株式会社
事業場の所在地	大阪府貝塚市浦田175
計画期間	2024年4月1日～2025年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	24：金属製品製造業
②事業の規模	製造品生産量月産160t
③従業員数	40人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり（優良認定処理業者へ全量委託処理）

(日本産業規格 A列4番)

## 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

## 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①強酸	—
②計画	排出量	157 t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	①強酸	—
②計画	排出量	170 t	— t
	優良認定処理業者へ全量委託処理		

## 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	優良認定処理業者へ全量委託処理
②計画	優良認定処理業者へ全量委託処理

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	特 別 管 理 产 業 废 弃 物 の 种 類	①強酸	—
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	予定なし		
②計画	【目標】		
	特 別 管 理 产 業 废 弃 物 の 种 類	①強酸	—
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	予定なし		

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	優良認定処理業者へ全量委託処理		
	特 別 管 理 产 業 废 弃 物 の 种 類	①強酸	—
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により 減量した特別管理 産業廃棄物の量	— t	— t
	予定なし		
②計画	【目標】		
	特 別 管 理 产 業 废 弃 物 の 种 類	①強酸	—
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により 減量する特別管理 産業廃棄物の量	— t	— t
	予定なし		

## 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

【前年度（2023年度）実績】			
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	①強酸	—
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
なし			
【目標】			
②計画	特別管理産業廃棄物の種類	①強酸	—
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
予定なし			

## 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

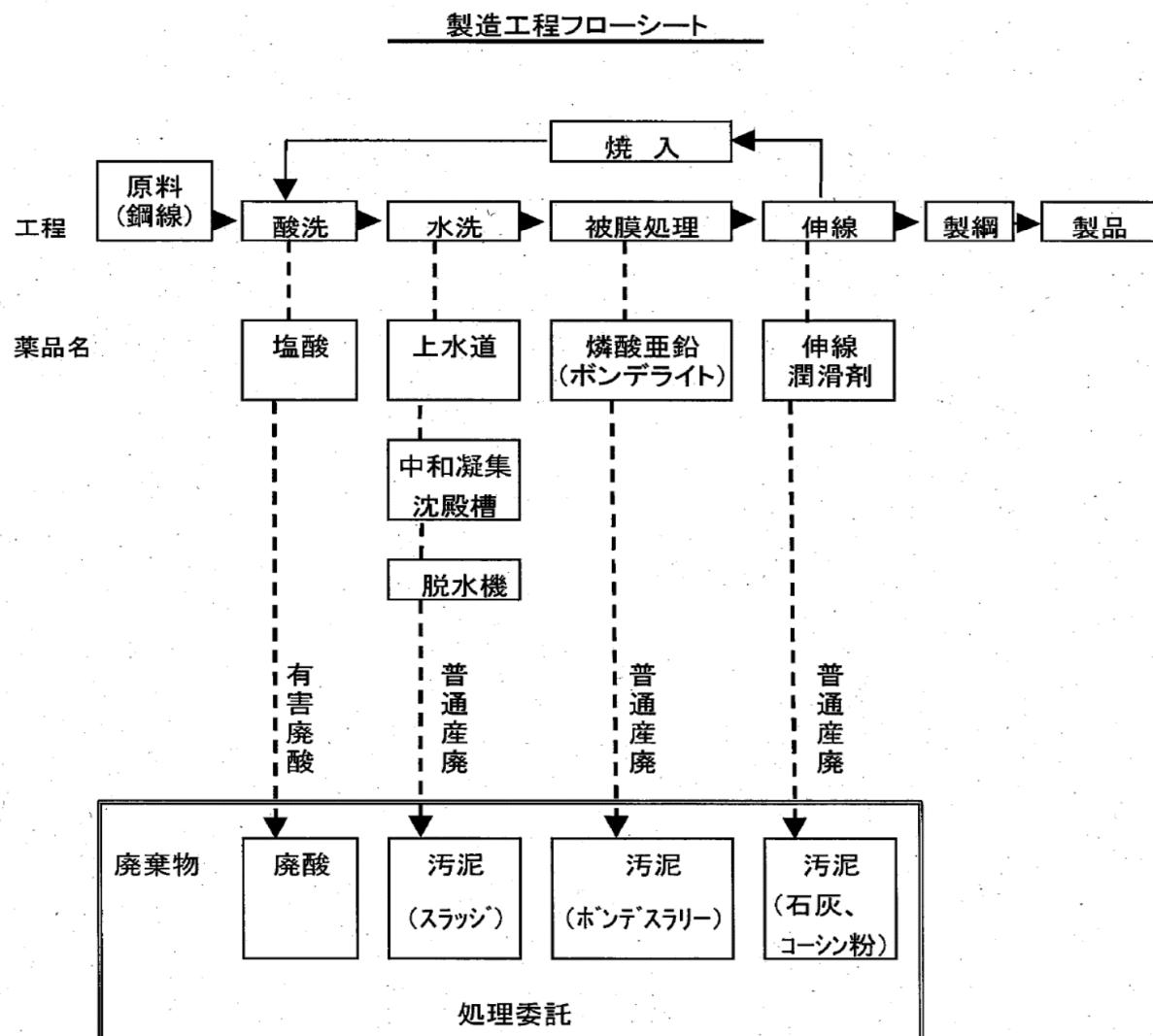
優良認定処理業者へ全量委託処理			
①現状	特別管理産業廃棄物の種類	①強酸	—
	全処理委託量	157 t	— t
	優良認定処理業者への処理委託量	157 t	— t
	再生利用業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t
優良認定処理業者へ全量委託処理			

②計画	【目標】		
	特 別 管 理 産 業 廃棄物 の 種 類	①強酸	—
	全処理委託量	170 t	— t
	優良認定処理業者 への処理委託量	170 t	— t
	再生利用業者への 処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者 への処理委託量	— t	— t
電子情報処理組織の使用 に関する事項	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	— t	— t
	優良認定処理業者へ全量委託処理		
【前年度（2023年度）実績】			
電子情報処理組織の使用 に関する事項	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	157 t	
	優良認定処理業者へ全量委託処理		
※事務処理欄			

## 備考

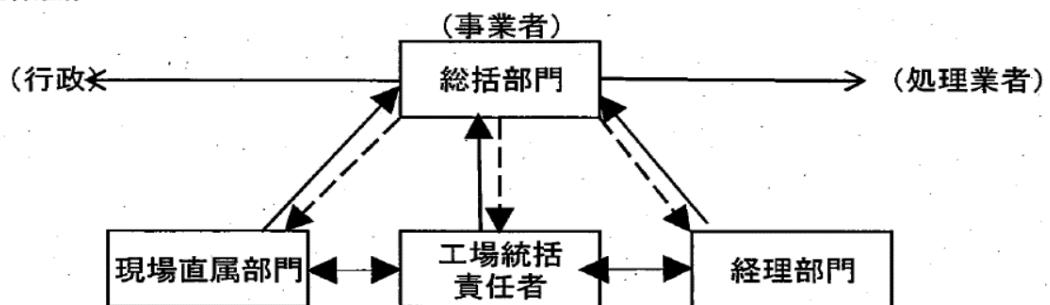
- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が**50トン**以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月**30**日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 優良認定処理業者へ全量委託処理
  
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「令」という。)第6条の**14**第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第**15**条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が**50トン**を超える者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等(情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の**31**の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。)について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

添付資料-1 製造工程フローシート



添付資料－2 社内組織図及び各部署の役割

[社内組織図]



[各部署の役割]

部署	役 割
統括部門 (A)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別管理産業廃棄物の発生から処分に至るまでを統括的に把握、管理</li> <li>・特別管理産業廃棄物の発生工程、種類ごとの発生量のチェック、集計等</li> <li>・最終処分場の稼働状況の把握</li> <li>・特別管理産業廃棄物の分析及び環境事象の分析、測定等</li> <li>・処理施設(事業内、外)の定期的査察</li> <li>・行政に対する報告等</li> <li>・処理業者委託の委託契約、委託量、委託伝票(マニフェスト)等の管理</li> <li>・特別管理産業廃棄物の適正管理及び、減量化等に関する社内啓発</li> <li>・各部署への指示</li> <li>・特別管理産業廃棄物処理計画書の策定及びその実施</li> </ul>
現場直属部門 (B)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別管理産業廃棄物の種類、性状、発生量、及び排出量等の把握</li> <li>・各現場の施設の維持管理点検等</li> <li>・保管施設での保管量の把握</li> <li>・上記内容を(A)に報告</li> </ul>
工場統括 責任者 (C)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製造工程の研究開発</li> <li>・特別管理産業廃棄物減量化手法の調査研究</li> <li>・上記内容を(A)に報告</li> </ul>
経理部門 (D)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別管理産業廃棄物の適正処理費の捻出</li> <li>・委託料の支払方法による業者管理</li> <li>・上記内容を(A)に報告</li> </ul>